

【紙申請】宅地建物取引士登録

(注) 和歌山県以外で合格された方は試験地の都道府県での手続きとなります。

・提出方法

提出窓口	県庁建築住宅課又は各振興局建設部
提出部数	正本1通
備考	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。(窓口で受付印を押印して返却します。) 郵送の場合は返信用封筒を同封。

・チェックリスト

必要書類等	確認事項等
①写真の貼付 ②氏名、生年月日	・カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。 ・住民票等で確認。元号は昭和であればS。平成であればH。令和であればRを記載。 ・未成年者の場合は、法定代理人の同意書を添付。未成年者で婚姻している場合は、それを証する戸籍謄本を添付。 ・合格証書、実務経験証明書の氏名から氏名が変更になった場合は、戸籍抄本を添付。 ・外国籍の方は、本名又は通称名のどちらかを選択して登録。
③住所	・住民票等で確認。マンション、アパート等の場合は号室まで記載する。居所の場合は、別途居所を確認できる書面(郵便物、勤務先等による居所証明書等)を添付のこと。 ・市区町村コードは上から5桁目まで。コードは総務省HPで確認。 https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html ・住所の記載は市区町村以下から可。
④本籍	・「身分証明書」で確認。外国籍の方は国籍を記載。 ・市区町村コードは上から5桁目まで。コードは上記、総務省HPで確認。
⑤実務経験に関する事項	・「実務経験証明書」で確認。登録申請前10年以内に合計2年以上実務経験があること。
⑥認定に関する事項	・登録実務講習者は、コード1。認定年月日は「登録実務講習修了証」の修了年月日。
⑦試験に関する事項	・合格証書番号及び合格年月日を合格証書で確認。
⑧勤務先	・現在、宅地建物取引業者に従事している場合に記入。
2 住民票(原本)	・住所地の市区町村が発行するマイナンバー、本籍地及び続柄が記載されていないもの ・日本在住の外国人の場合は住民票の抄本(国籍が記載されているもの) ・住基ネット利用の場合は、添付不要。この場合、申請書右上に「住基ネット利用」と明記する。
3 身分証明書(原本)	・本籍地の市町村で交付。 ・成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明(禁治産者、準禁治産者ではないと表示されています。)並びに破産者に該当しない旨の証明。 ・日本在住の外国人の場合は住民票の抄本(国籍が記載されているもの)
4 登記されていないことの証明書又は医師の診断書(原本)	・登記されていないことの証明書については、地方法務局で交付(本局で交付。郵送の場合は東京法務局で交付)。 ・成年被後見人、被保佐人の登記されていないことの証明。 ・医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものが必要。 ・外国籍の方も必要。
5 誓約書	・宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しない旨の誓約。
6 宅建試験合格証書(写)	・試験地が和歌山県であること
7 (1) 登録実務講習修了者の場合は、「登録実務講習修了証」	・講習実施機関の発行する修了証(登録実務講習修了年月日より10年間有効) ※原本を提出。
7 (2) 2年以上の実務経験がある場合は、「実務経験証明書」	・登録申請前10年以内に合計2年以上の実務経験があること。 ・従事先宅建業者の「従業者名簿(写)」(余白に「原本の内容と相違ありません。」と記入)を添付。ただし、当該業者が和歌山県知事に対し従業者の届け出を行っており、それにより確認できる場合は添付を省略することができる。 ・主たる職務内容が、営業など物件の取引に関するものであることが確認できないときは、別途、業者による証明書(様式任意)が必要。 ・従事先宅建業者の破産その他やむを得ない理由により、「従業者名簿(写)」を添付できない場合は、下記のうちいずれかの書類を添付。 ①給与明細書、給与証明書又は給与台帳等給与の支払状況を証する書面 ②源泉徴収票 ③健康保険証又は健康保険証が発行されていたことを証する書面 ④雇用保険資格取得(喪失)通知書 ・登録申請者が証明先業者の代表者である場合(自ら証明することとなる)は、宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会による証明が必要。いずれにも属していない場合は他の宅地建物取引業者による証明が必要。
7 (3) 国、地方公共団体等での経験がある場合	・「事務従事証明書」(様式任意)(所属、職名、職務内容及び従事期間を記載の上、団体の長が発行したもの)

8	登録申請手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県証紙で37,000円を貼付。 ・購入先は県庁会計課のホームページ参照 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120100/shoushi/shoushi.html ・県外在住等で県証紙の購入が困難な場合は37,000円を現金書留で送付
委任状		代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類		代理人の顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）

注 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のものであること。

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サング台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624